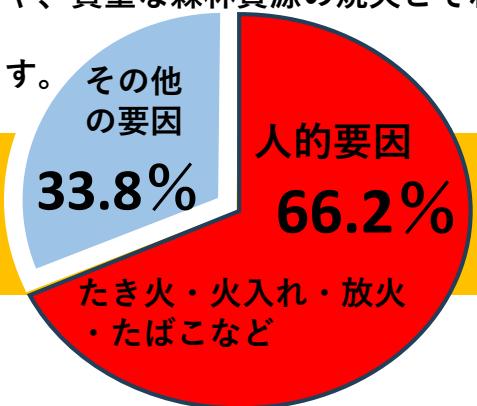


林野火災を防ごう !!

林野火災とは、「森林、原野又は牧野が焼損した火災」のことを言います。

林野火災は、ひとたび発生すると早期に延焼拡大することがあります。また、消火のための消防隊の立入りが困難であることや消火用水の確保が難しいこと、広範囲の消火が必要なこともあります。他の火災に比べて鎮火までに時間がかかり、多くの人員を消火活動に必要とする場合があります。このほか、人命・家屋等への危険が生じることや、貴重な森林資源の焼失とそれによる土砂流出等の二次災害の危険性が高まること、自然の回復には長い年月と多くの労力を要することがあります。



林野火災の出火原因 (令和元年～6年の平均)

林野火災は降水量が少なく、空気が乾燥し、強風の吹く12月から5月頃にかけて多く発生しており、年間の発生件数は1,300前後を推移する状況となっています。出火原因是、たき火や火入れなどの人的要因で、「ゴミの焼却」や「枯草の焼却」等によるものです。

火災事例

目を離した隙に燃え広がった
大丈夫であろうと思っていたら強風で飛び火した
自分の予想を超えて大きな火になった

これらのことは、私達一人ひとりが火の取扱いに注意することで
「未然に防止できること」でもあります。

林野火災防止のための注意点】

- 乾燥・強風の日にたき火や火入れをしない
- 火気を使用する際は目を離さない
- 火入れ・たき火など火の使用は一人でしない(複数人で実施)
- 消火用の水を確保
- 使用後は完全に消火
- たばこの投げ捨てや火遊びは厳禁

都留市消防本部

問い合わせ先

電話：0554－43－2341

届け出は、焼却等の行為を消防署が許可するものではありません。

消防署が火災と間違わぬいために行っていただくものです。

また、ごみの野焼き等は、法律により禁止されており、焼却した場合は、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金(又はこの併科)が科せられることもあります。